

# 糸魚川市から転出される方へ

新しい住所が決まったら、引越する日までに届け出てください。転出証明書を交付します。  
 ※個人番号カード、住民基本台帳カードをお持ちの方には、転出証明書は交付されません。

## 【転出手続きに必要なもの】

印鑑

届出人の本人確認ができるもの（運転免許証、パスポートなど）

委任状（本人または同一世帯員が届け出る場合は不要です）

その他に、下記の表をご確認いただき、必要なものをお持ちください。

| 担当課   | 利用している制度等  | 糸魚川市での手続き   |
|-------|--|---|
| 市民課   | <input type="checkbox"/> 印鑑登録をされている方   | ・ 印鑑登録証をお返してください。転出（予定）日以降は登録が抹消されます。   |
|       | <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カードをお持ちの方                                     | ・ 不要な場合はカードをお返してください。   |
|       | <input type="checkbox"/> 国民年金に加入（第1号被保険者）している方                               | ・ 手続きは必要ありません。ただし、海外転出の方で任意加入される場合は、加入手続きが必要になります。  |
|       | <input type="checkbox"/> 年金を受給している方  | ・ 手続きは必要ありません。ただし、海外転出の方は年金事務所（国民年金・厚生年金受給者）や共済組合（共済年金受給者）へご相談ください。   |
|       | <input type="checkbox"/> 原付自転車（125cc以下）、小型特殊自動車をお持ちの方                        | ・ 廃車手続きが必要です。標識交付証明書、ナンバープレート、印鑑をお持ちの上、手続きしてください。   |
|       | <input type="checkbox"/> 市民税県民税（住民税）が課税されている方                                | ・ すでに課税されている市民税県民税（住民税）については、そのまま糸魚川市にお納めください。  |
| 健康増進課 | <input type="checkbox"/> 国民健康保険に加入している方                                      | ・ 保険証をお返してください。転出（予定）日以降、現在お持ちの保険証は有効期限内であっても使うことはできません。<br>・ 国保加入者で70歳以上の方、後期高齢者医療加入者で県外へ転出される方には、「負担区分等証明書」を交付します。印鑑をお持ちの上、手続きしてください。 |
|       | <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療に加入している方                                     |   |
| 福祉事務所 | <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証をお持ちの方                                     | ・ 保険証をお返してください。<br>・ 要介護認定を受けている方には、転入先市町村での手続きに必要な「介護保険受給資格証明書」を交付します。   |
|       | <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方                      | ・ 手続きは必要ありません。転入先市町村に確認してください。  |
|       | <input type="checkbox"/> 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）、重度心身障害者医療、障害福祉サービスを利用している方 | ・ 重度心身障害者医療費助成をご利用の方は、受給者証をお返してください。<br>・ 引き続き医療費助成や障害福祉サービス等の利用を希望する場合は、所得課税証明書が必要になる場合がありますので、転入先市町村に確認してください。                        |

| 担当課    |                          | 利用している制度等           | 糸魚川市での手続き   |
|--------|--------------------------|---------------------|---|
| こども課   | <input type="checkbox"/> | 子ども医療費受給資格証をお持ちの方   | ・ 資格喪失届が必要です。受給者証、印鑑をお持ちの上、手続きしてください。転出(予定)日の前日で資格がなくなります。              |
|        | <input type="checkbox"/> | 児童手当を受けている方         | ・ 児童手当消滅届が必要です。印鑑をお持ちの上、手続きしてください。<br>・ 振込口座を変更する場合は、変更する口座の通帳もお持ちください。 |
|        | <input type="checkbox"/> | ひとり親家庭等医療受給者証をお持ちの方 | ・ 資格喪失届が必要です。受給者証、印鑑をお持ちの上、手続きしてください。                                   |
|        | <input type="checkbox"/> | 児童扶養手当制度を利用されている方   | ・ 変更届が必要です。証書、印鑑をお持ちの上、手続きしてください。<br>・ 振込口座を変更する場合は、変更する口座の通帳もお持ちください。  |
| こども教育課 | <input type="checkbox"/> | 小中学生のいる方            | ・ 学校から在学証明書、教科書給与証明書をお受け取りください。   |
| 建設課    | <input type="checkbox"/> | 公営住宅にお住まいの方         | ・ 手続きが必要となる場合があります。転出される方、および世帯の状況によって手続きが異なりますので、お問い合わせください。           |
| 総務課    | <input type="checkbox"/> | ケーブルテレビに加入している方     | ・ 加入者変更(名義変更または住所変更)、脱退または休止のいずれかの届出が必要です。印鑑をお持ちの上、手続きしてください。           |
| 環境生活課  | <input type="checkbox"/> | し尿のくみ取り手続き          | ・ 市内の収集業者(2社)に直接連絡してください。<br>信越環境サービス 552-0655<br>糸魚川衛生社 552-1729       |
| ガス水道局  | <input type="checkbox"/> | ガス水道の手続き            | ・ ガス水道、下水道の使用終了の手続きがお済みでなければ、ガス水道局へ連絡してください。<br>ガス水道局 552-1540          |
| 図書館    | <input type="checkbox"/> | 利用カードをお持ちの方         | ・ 利用カードをお返してください<br>・ 借りている図書などをお返してください。                               |

### 【その他の手続き】

|                | 項目                           | 連絡先   |
|----------------|------------------------------|---|
| 必要な手続きをご確認ください | <input type="checkbox"/> 郵便物 | ・ 郵便局ホームページをご覧ください。最寄りの郵便局へお問い合わせください。  |
|                | <input type="checkbox"/> 電気  | ・ 東北電力ホームページをご覧ください。東北電力コールセンターへお問い合わせください。<br>コールセンター(引越し・アンペア変更) 0120-175-266 |
|                | <input type="checkbox"/> 電話  | ・ 契約している電話会社へご確認ください。   |
|                | <input type="checkbox"/>     |   |
|                | <input type="checkbox"/>     |   |